

那須  
NASUKARASUYAMA

# 那須 烏山

— No.85 —

2012  
October

10

Public Relations Magazine  
of Nasukarasuyama City

どうして低いの?那須烏山市の徴収率…	2
第7回市議会定例会……………	8
平成23年度決算……………	10
総合防災訓練……………	14
市内で運動会盛ん……………	16
まちの話題……………	20
インフォメーション……………	22

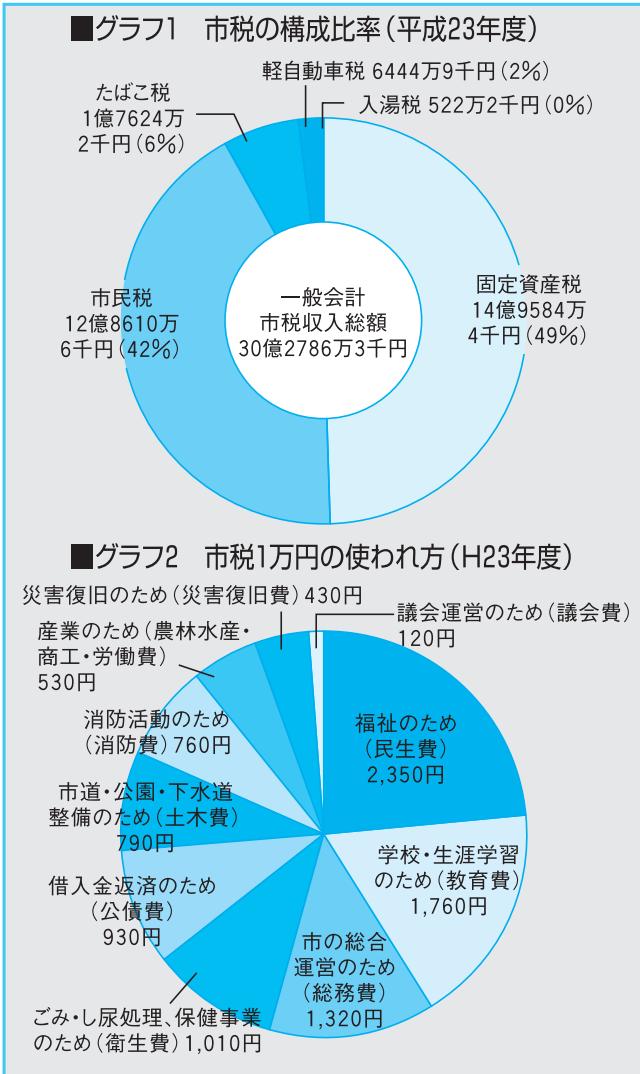


バケツリレーで初期消火(総合防災訓練)

# どうして低いの? 那須烏山市の徴収率

税金の仕組み & 市税の納付状況





**地方への権限と税源の移譲**

多くの種類がある税金は、どこに納めるかによって、「国税」と「地方税」に分けられています。平成19年度からは、国税である所得税が減額され、地方税である市県民税が増額されました。これは、「地方分権」を進めるために、仕事(権限)と共にそのための経費(税源)が、国から地方に移されたからです。その代わりに、国からの補助金等が削減されました。このことは都道府県や市区町村にとって、税収の確保が、これまで以上に重要なことを意味しています。計画した事業を行うためには、その经费を自ら確保することが必要となつたからです。



市職員が授業に出向く「租税教室」より。

国や地方公共団体では、誰もが健康で文化的な生活を送るために、道路や学校を整備したり、ごみ収集や産業振興を進めたりするなど、さまざまな事業を行っています。その費用として、皆さんから「税金」を負担してもらっているのです。このため、日本国憲法では、「納税」「勤労」「教育」と並んで国民の三大義務

## ■第1章 ■ 税金の仕組み

「税金」は、皆さんが安心して快適な生活を送るうえで、個人や民間ではできない公共サービスを提供するために必要なものです。現在は、地方分権の推進により市町村の役割が大きくなり、財源(税収)を確保することも重要な課題となっていますが、年々市税の滞納額が増加し、徴収率が低下しているのが実状です。今月号では、この大切な税金の仕組みや、本市の納税状況について考えてみましょう。

### そうだったのか！ 税金の豆知識①

那須烏山市の個人市民税は他より高いの？

地方税法で「標準税率」が均等割3千円、所得割6%と定められています(所得が一定基準以下の場合は非課税)。全国のほとんどの市町村では、この「標準税率」を採用しているので、本市が他より高いことはありません。

なお、実際の納税通知書や納付書の金額には、県民税も含まれています。

## 市税は6種類

市税には、次の6種類があります。このうち、「市民税」と「固定資産税」が、一般会計における市税の約9割を占めています(前ページグラフ1参照)。

### ■市民税(直接税)

1月1日現在で、市内に住んでいる個人や、市内に事務所・事業所のある法人を対象に「均等割」と所得に応じた「所得割」が課税されます。

### ■固定資産税(直接税)

1月1日現在で、土地や家屋、事業用機械などを所有する個人や法人を対象に、資産の評価額に応じて課税されます。

### ■軽自動車税(直接税)

4月1日現在で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊車両を所有している場合に、車両の種類に応じて課税されます。

### ■国民健康保険税(直接税)

国民健康保険加入者に対し、所得・資産・人数に応じて課税されます。

### ■たばこ税(間接税)

たばこ購入時に、種類に応じて課税されます。

### ■入湯税(間接税)

温泉入浴者に対し、日帰り、宿泊に応

## 市税の使われ方

本市では、平成23年度の一般会計で、市税収入が30億2786万3千円(全体の20.5%)でした。市税1万円当たりの使われ方をみると、民生費に2350円、教育費に1760円、総務費に1320円、衛生費に1010円、公債費に930円、その他、土木費や消防費などに2630円となっています(前ページグラフ2参照)。

また、市税を含む「自主財源」の合計は、44億3941万円であり、収入総額147億5122万2千円の30.1%を占めています。

## 税の公平性を保つ

税金を納める人と課税されても納めない人が、同じ行政サービスを受けるとしたら、不公平ですね。そこで、「税の公平性」を保つために、国や地方公共団体では、税金滞納に対し、滞納処分

(財産を税に充てる)を行っています。

税金は、納めないでいても消えてなくなるものではありません。督促手数料や延滞金も加算され、ますます納付が難しくなります。また、市税を使った行政サービスの利用が制限されてしまいます。そして、督促や滞納処分等の経費にも、貴重な税金が使われることになるのです。

## コンビニ納付・窓口延長

市では、平成23年度から軽自動車税をコンビニエンスストアで納付できる制度をはじめました。24年度からは、個人市民税、固定資産税、国民健康保険税も納付できます(介護保険料、後期高齢者健

保険料含む)。これは、生活スタイルの変化に応じて納税者の利便性向上を図ったためです。ただし、コンビニで納付できるのは、納期限内のものだけで、納期限を過ぎた場合は、納付書に記載されている金融機関か市役所での納付が必要です。

また、火曜日には南那須庁舎、木曜日には烏山庁舎で窓口延長を実施していますので、市税等の納付や納付書の再発行にご利用ください。

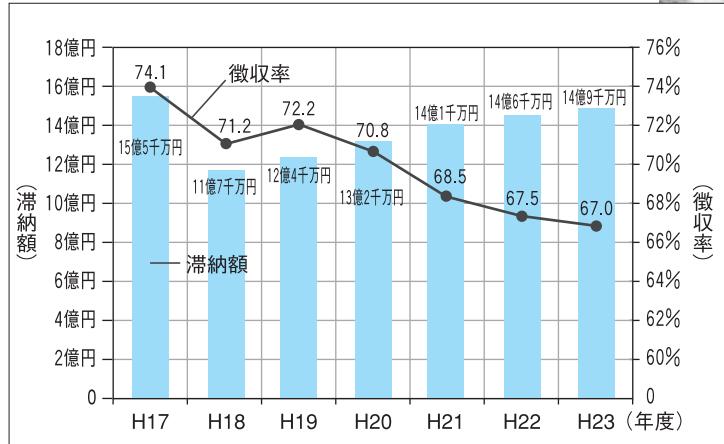
税金への理解不足のためか、「そんなお金は無い」と、納税相談を拒否する人がいます。また、単に納付を忘れている人もいます。税金は、種類が多く制度も複雑で判りにくいものですが、市では、税金の種類ごとに通知を出していますので、納付方法などを確認し、納期限内に納付をお願いします。なお、何らかの理由で納付困難という場合は、税務課収納対策室(☎0287-88-7113)まで、まずはご相談ください。

## そうだったのか! 税金の豆知識②

### 税金の延滞金なんてたいしたことない?

納期限の翌日から1か月間は、年4.3%、それ以降は年14.6%の延滞金がかかります。車の購入や家を建てる時のローン利率と比べても高い率となります。ちなみに年14.6%の場合、1万円の滞納に対し1日当たり4円の延滞金となります。

## ■市税滞納額・徴収率の推移



新聞報道にもあるように、本市の平成23年度徴収実績（一般会計分）は、課税額45億1930万8千円に対し、徴収額45億1930万8千円に対し、徴収率は67.0%で、県内最下位！

## 年々積み重ねられる 固定資産税の大口滞納

額30億2786万3千円と徴収率は低迷しています（現年度分と前年度からの滞納額の合計）。

滞納内容をみると、事業所の大口（高額）滞納が複数あることが影響してお

ります。この大口滞納が、徴収率を大きく引き下げている原因です。

「県内の市町村税、徴収率格差埋まらず！」、「那須烏山市の市税徴収率は67.0%（県平均89.5%）で、県内最下位！」。7月に新聞で報道されたこのショッキングな内容に、多くの市民から「市は何をしているんだ」なぜ、本市の徴収率は低いんだ」納税している正直者だけ損をしている」といった苦言や質問が多く寄せられました。

そこで、第2章では、本市の徴収率がなぜ低いのか、その理由を詳しく紹介します。

## ■第2章 ■ 市税の納付状況

# なぜ？徴収率67%！

## ■市税徴収実績（平成23年度）

〔単位：千円〕

	課 税 額			収 入 済 額			徴 収 率 (%)			
	現 年 分	滞 納 緯 越 分	合 計	現 年 分	滞 納 緯 越 分	合 計	現 年 分	滞 納 緯 越 分	合 計	前 年 度
固定資産税	1,576,575	1,282,422	2,858,997	1,452,235	43,610	1,495,844	92.1	3.4	52.3	53.5
市民税	1,275,286	128,859	1,404,146	1,248,544	37,562	1,286,106	97.9	29.1	91.6	90.4
たばこ税	176,242	0	176,242	176,242	0	176,242	100.0	—	100.0	100.0
軽自動車税	64,460	5,003	69,463	62,835	1,614	64,449	97.5	32.3	92.8	92.1
入湯税	5,759	4,702	10,461	5,222	0	5,222	90.7	0.0	49.9	69.5
合 計	3,098,322	1,420,986	4,519,308	2,945,077	82,786	3,027,863	95.1	5.8	67.0	67.5

※税ごとに千円未満四捨五入しています。

## 困難な滞納処分

固定資産税が課税されるため、滞納額は年々積み重なつていくのです。

市では、納付が滞ると、税務調査(資産の所有状況等)を実施し、大口滞納者に對し積極的に差押などの滞納処分を行っています。差押できる財産は、預金、給与、保険、自動車、不動産等ですが、大口滞納に対する所有する不動産を差押えるケースが多くなります。

しかし、大口滞納の滞納処分では、配当(差押えた財産を現金にして税金に充てる)まで容易に進まない場合が少なくあります。一例を挙げると、市が不動産差押をしても、他の債権者が、先にその不動産に抵当権を設定しているケースです。他の債権者が貸付回収のため裁判所に競売申立をすれば、市は競売の完了を待つしかありません。何年経過しても競売が開始されなければ、この間、滞納額は毎年繰越され、さらに、新たな

まで容易に進まない場合が少なくあります。一例を挙げると、市が不動産差押をしても、他の債権者が、先にその不動産に抵当権を設定しているケースです。他の債権者が貸付回収のため裁判所に競売申立をすれば、市は競売の完

## 徴収率向上に向け 体制を強化

以上、新聞報道の徴収率について、説

明してきましたが、市では、さらなる税金の収納対策強化と徴収率向上のため、4月から税務課に「収納対策室」を設けました。また、大口滞納者対応が、徴収率に大きく影響していることから、7月から「大口滞納対策班」を設置し、体制を強化しました。

さらに、栃木県地方税徴収特別対策室に職員1人を派遣しているほか、嘱託徴収員を配置し、分割納付等の納税相談、電話・通知等による催告、滞納者

◇  
長期化する景気低迷により税収が伸び悩むなか、本来、納められる市税に滞納が発生すると、ますます市の財政は厳しくなります。予定した事業ができないくなるばかりか、今後さらに加速する少子高齢化対策など、行政サービスに支障をきたすこととも懸念されます。このため、市では、引き続き徴収率の向上を目指していきますので、市民のみなさんのご理解を是非ともお願いします。

## 市税総額や算定方法 に左右される「徴収率」

また、本市のように市税総額の少ない市区町村ほど、大口滞納が発生した場合、課税額に対する滞納額の比率が大きくなり、徴収率に大きく影響します。

また、滞納者に対して、税務調査の結果、差押える財産がない、廃業等により事業所が存在しない場合等は、税金の徴収が不可能のため、滞納処分の停止

(職権で納付義務を消滅させる)を行うこともあります。こうすることで、大口滞納分を徴収率の算定に含めず、徴収率を向上させる方法もあります。しかし、市

では、わずかな可能性でも徴収につなげることが税の公平性に必要と考え、滞納処分の停止は極力行っていないため、他市町に比べて徴収率が大きく低迷しているのです。

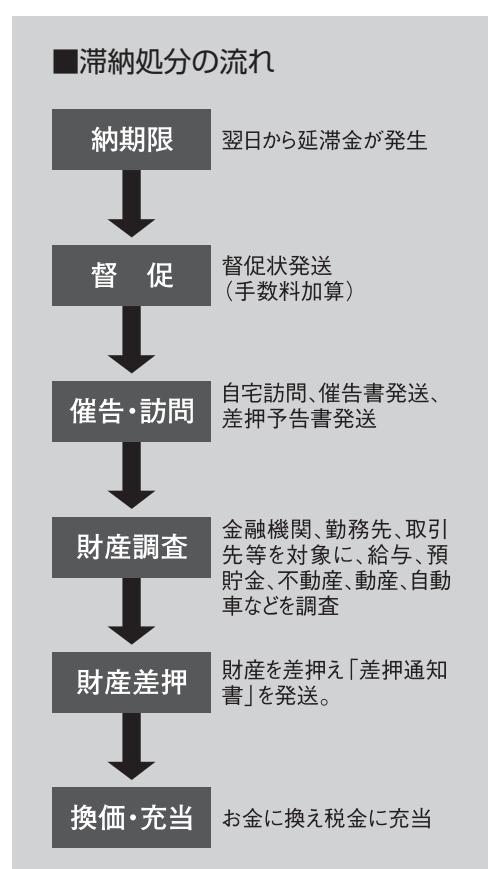
ちなみに滞納額上位3者を除いた現年度分徴収状況は、課税額4億4398万円に対し徴収額29億4507万円(徴収率97.6%)であり、ほぼ県平均(97.4%)となっています。ここからも、ほとんどの市民はきちんと納税していることが分かります。

## そうだったのか! 税金の豆知識③

### 家を壊すと土地の固定資産税が上がるのはなぜ?

住宅用地には、軽減措置があります。住宅を取り壊すと、この軽減措置が受けられなくなり、税額が上がってしまいます(小規模住宅用地:200m<sup>2</sup>までの部分は6分の1、一般住宅用地:家屋の床面積の10倍までは3分の1に軽減されています)。

「税を考える週間」の  
テーマ(11月11~17日)  
**「ささえあい地方税」**





# 税務課長に聞く

澤村俊夫課長

税の公平性を保つことが

税務課職員の使命

## ■難しい徴収率の向上

現在市では、市税の徴収率向上を目指し、「丸となつて」収納対策に取り組んでいます。

しかし、体制を強化し徴収に力を入れても、大口滞納の割合があまりに高く、さらに、毎年の課税分までが滞納として積み重ねられるため、徴収率向上につながつてこないのが実状です。

## ■「徴収率」は一つの指標

課税額に対する徴収額の割合を示したもののが「徴収率」です。滞納処分を停止し、徴収率算定に含めない方法をとれば、実際に納付される額は同じでも、滞納額越分の課税額が減り、「徴収率」は上がつてくるものです。

市では、「税の公平性」を保つためにも、簡単に徴収をあきらめるのではなく、積極的に差押をしていますが、結果として収入未済額(滞納額)が増えてしまい、「徴収率」が上がらない状況にな

なっています。  
平成23年度には、638件の差押をしました。この件数は、市税の課税額からすると、県内でも有数です。

## ■大口滞納対策班を設置

大口滞納の場合、事業者が営業停止状態だつたり、不動産差押をしても抵当権が設定されたりと、滞納処分が困難なケースがほとんどです。そのため、7月には「大口滞納対策班」を課内に設置し、今後の対応策を検討しているところです。

今後も引き続き、県との連携を強化し、県地方税徴収特別対策室の指導助言を受けながら、徴収技術の向上を図っていきます。県との共同訪問なども行い、全力を挙げて収納対策に努めます。

## ■善良な納税者のために

経済や雇用環境が改善されない状況

でも、多くの市民は、納期限までに納税をしてくれています。この善良な納税者との公平性を保つためにも、粘り強く徴収に取り組んでいくことが、我々税務課職員の使命と考えます。

なお、失業や病気などで、納期限までの納税が困難な場合は、事前にご相談ください。差押などの滞納処分は、最終手段。個々の事情に応じて、解決策と一緒に考えていましょう。





# 平成23年度予算を補正 条例の一部改正や人事案件などを議決

平成24年第7回那須烏山市議会9月定例会が、9月4日から14日までの11日間の日程で開かれ、24年度補正予算や人事案件、条例の一部改正など13議案が原案どおり可決されました。また、23年度の決算を認定、報告4件が承認され、陳情書1件を採択しました。主な内容は次のとおりです。なお、詳しくは議会事務局(☎028-7114)までお問い合わせください。

## 4会計の補正予算

178万7千円を計上しました。

### ○特別会計

介護保険は、介護給付費・地域支援事

業費の確定による23年度分精算、本年  
度分の介護給付費など8174万2千  
円を増額して、24億8704万2千円

主な内容は、地域密着型特別養護老

人ホーム整備補助金1億1600万円、

障害者自立支援事業の給付費の追加1

187万2千円、観光ガイドブック作

成費1958万7千円、道路の維持管

理や整備費等6800万円、いかんべ

記念館・観光物産センターの解体工事

費1324万1千円で、他には市イ

メージキャラクターの作成費、農産物

等の放射性物質検査費、消防施設整備

費等です。

なお、児童手当法改正に伴い、旧制度  
の子ども手当付費3億7781万2  
千円を減額し、児童手当付費3億4

## 23年度の決算認定

### 条例の一部改正

職員の勤務時間、休日及び休暇に  
関する条例

白血病等の有効な治療法である移植

一般会計と7つの特別会計(国民健康

療法のドナーとなる場合に、末梢血幹細胞の提供でも国家公務員と同様に特別休暇が取得できるようにするための一部改正です。

災害対策基本法に規定される「防災会議」と「災害対策本部」の役割見直しに伴う一部改正です。

地方税法、同法施行令及び同法施行規則の一部改正、震災復興財源確保法の公布に伴う一部改正です。

### 遺児手当支給条例

平成22年度の税制改正により、手当受給者への影響がないようにするための一部改正です。

法定外公共物管理及び使用料条例

市財務規則の再編に伴う一部改正です。

## その他の議決事項

農地農業用施設  
災害復旧事業の施行

5月2日・3日に発生した豪雨災害による3箇所の農地農業用施設災害復旧工事を市事業として施工するものです。

水道事業会計  
未処分利益剰余金の処分

平成23年度水道事業会計の利益剰余金の一部を減債積立金へ積立てするものです。

## 報告事項等

## 請願書等

損害賠償の額の決定及び和解に関する2件の専決処分、財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書、平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率（詳しくは12ページに掲載）の報告を承認しました。

市議会議長あて提出された請願書等2件のうち、「国民健康保険への国庫負担増額を求める陳情書」を採択し、関係行政庁に意見書を提出することを決定、1件を継続審査としました。

# 市教育委員会会報 平成24年度 『第2四半期』7～9月

第8回教育委員会(7月19日)

- 区域外就学の許可を承認
- 要保護及び準要保護児童生徒の認定を承認
- 就学指定校の変更を決定
- 区域外就学の承諾を決定
- 平成25年度使用小学校用及び中学校用並びに小中学校特別支援学校級用教科用図書を採択
- 第9回教育委員会(8月20日)
- 区域外就学の許可を承認
- 那須烏山市学校給食施設設置及
- 那須烏山市B&G海洋センター

	設置、管理及び使用料条例の一部改正を決定
★	管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定を決定
☆	○区域外就学の許可を承認
☆	○要保護及び準要保護児童生徒の認定を承認
☆	○就学指定校の変更を決定
☆	○区域外就学の承諾を決定
☆	○平成25年度使用小学校用及び中学校用並びに小中学校特別支援学校級用教科用図書を採択
★	○那須烏山市学校給食施設設置及び管理条例施行規則の一部改正を決定
★	○那須烏山市教育委員会公印規則の一部改正を決定
★	○平成24年度那須烏山市教育費予算の補正を決定
○	○就学指定校の変更を決定
○	○那須烏山市B&G海洋センター

■学校教育課 ☎ 0287-88-1881

席

6	☆8／3 塩谷南那須地区教育講演会出席
2	☆9／8 烏山中体育祭出席
2	☆9／15 荒川小・烏山小秋季運動会出席
2	☆9／21 七合小訪問
2	☆9／29 つくし幼稚園運動会出席

## ■市の工事請負等契約

(前月20日までの入札結果、単位は千円、130万円以上)

事 業 名	箇 所	業 者 名	金 額	工 期
境小学校スクールバス運行管理業務委託	境地区	(有)大島観光バス	19,421	8/31～29/8/30
七合小学校スクールバス運行管理業務委託	七合地区	(有)大島観光バス	56,771	8/31～29/8/30
神長塙下線設計業務委託(道路保全費)その31	神長	東亜サーベイ(株)	1,890	9/21～12/28
七合小学校体育館解体及び外構工事実施設計業務委託	谷浅見	(株)フケタ設計	2,310	9/20～12/14
消防ポンプ自動車購入(第1分団第5部)	金三・南・高峰	(株)モリタ	9,922	9/21～3/14
消防小型動力ポンプ積載車購入(第8分団第5部)	福岡	(株)ネイチャー	7,927	9/21～3/14
庁舎耐震診断業務委託	中央1丁目・大金	株鈴木公共建築設計監理事務所	6,121	9/20～1/31
志鳥陰山線ほか 防護柵設置工事(道路保全費)その1	志鳥 他	栄商事(株)	3,013	9/24～11/2
田野倉小白井線道路災害復旧工事(24年災／5号)	小白井・下小白井	木島興業(有)	3,076	9/25～11/22
滝田熊田堺線道路災害復旧工事(24年災／6号)	滝田・入滝田	(有)清美建設	1,428	9/27～11/5
興野大沢線道路災害復旧工事(24年災／7号)	興野	矢澤建設(株)	9,576	9/21～12/19
谷浅見平野線道路排水施設整備工事(道路保全費)その1	中山	(有)清美建設	6,457	9/28～12/6
自動車騒音常時監視面の評価業務委託	市内	平成理研(株)	1,974	10/1～3/31
自然休養村看板撤去工事	三箇 他	(有)糸井建設	1,869	9/25～11/26

入札等に関するお問い合わせは、総務課管財係☎0287-83-1111まで。

# 決算

23年度  
SETTLEMENT OF ACCOUNTS

平成23年度の決算状況

歳出総額

一般会計 約142億円

## 当初予算を一部凍結し災害復旧を優先

平成23年度那須烏山市の一般会計、特別会計、企業会計の決算がまとまりましたのでお知らせします。

◇ ◇ ◇

23年度は、4年目を迎える市の総合計画「ひかり輝くまちづくりプラン」の実現に向け、「計画から実行の年」と位置づけ、積極型の予算を編成しました。

しかし、3月11日に発生した東日本

大震災、さらに、9月の台風15号の豪雨災害で本市は大きな被害を受けたため、当初予算を一部凍結すると共に、財政調整基金を取り崩すなどして、一日も早い復旧・復興に向け全力を注いだ1年でした。

また、少子高齢化に伴う社会保障経費の増加、市税の伸び悩みなどにより、財政運営は引き続き厳しい状況ですが、合併関連事業や雇用対策、少子高齢化対策、福祉対策など、市民に身近な行政サービスの提供に取り組みました。

なお、5路線の道路整備事業は、災害の影響で翌年度に繰り越しています。

### 一般会計

一般会計の決算状況は、歳入が14億5125万5千円、歳出が141億7503万4千円でした。22年度の決算額と比較すると、歳入は12億2634万円(9.1%)の増加、歳出は12億7024万2千円(9.8%)の増加となっています。

### 歳入

市税は、30億2786万3千円で前

年とほぼ同額となっています。地方譲与税は前年比2.1%の減、ゴルフ場利用税交付金は21.2%の減、自動車取得税交付金は24.2%の減でした。地方交付税は、東日本大震災復興特別交付税が増額し、前年度より3億6044万円(7.7%)の増となり、50億5519万2千円で、歳入の34.3%(前年度34.7%)を占めており、依然として交付

648万6千円(17.1%)の減。県支出金は、緊急雇用創出事業費補助金、東日本大震災復興推進事業交付金等の増により前年比2804万4千円(3.1%)の増でした。財産収入は、旧東小学校の売却による増。繰入金は、震災復興予算として、財政調整基金3億6千万円を取り崩したものです。市債は、合併特例債、臨時財政対策債、災害復旧事業等の増により、前年比5億416万8千円(28.7%)の増となっています。

### 歳出

総務費は、財政調整基金、東日本大震災復興基金等、積立金の増額により前年比3億6653万5千円(24.4%)の増でした。なお、地域の情報化を進める地域ICT利活用モデル構築整備事業による「きずなプロジェクト」、定住促進奨励金事業等を継続しました。

民生費は、社会福祉施設「あすなろ」の整備費や災害救助費等が増となっています。また、子育て支援、こども医療費助成、高齢者及び障がい者福祉支援

対策の充実に努めました。前年比微増ですが、33億3111万3千円と全体の23.5%を占めています。

衛生費は、水道事業会計繰出金、ゴミ・屎処理、病院費などの広域行政事務組合への負担金、浄化槽設置整備及び健康診査事業などに取り組んだものです。前年比9875万円(6.5%)の減です。

労働費は、震災復興のための雇用対策事業として、緊急雇用創出事業に取り組みました。

農林水産業費は、自然休養村施設整備費や林道整備事業費は減りましたが、新たに東日本大震災農業生産対策事業として、「JA選果場」整備を支援しました。

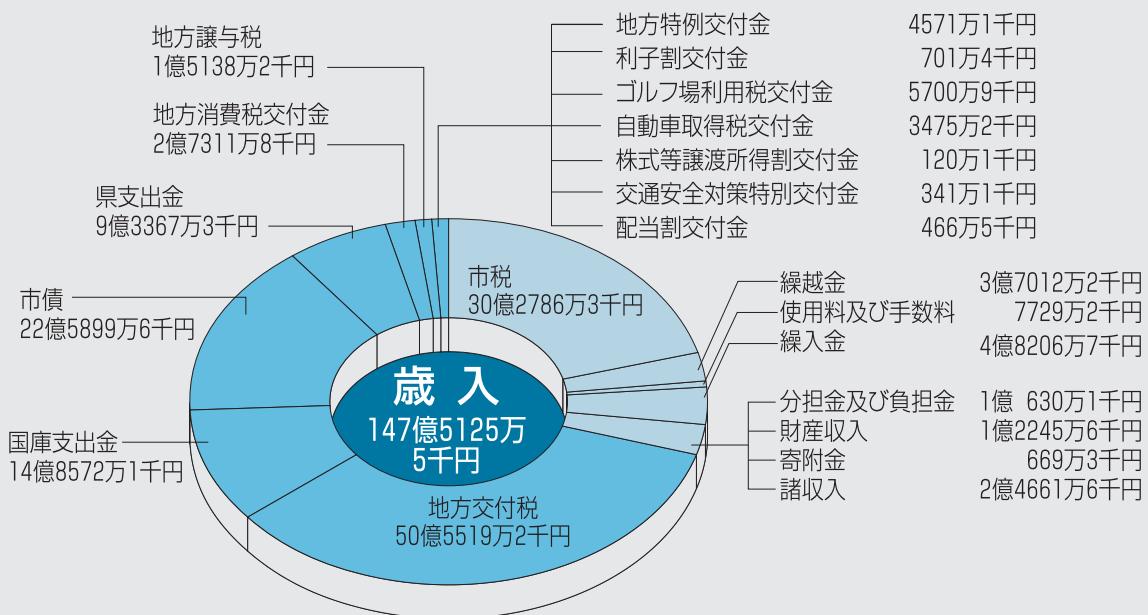
商工費は、震災で被災し休止した施設があるため、施設運営費が減となっています。また、昨年は「いかんべ祭」などのイベントが中止となりました。景気対策として、中小企業への資金貸付事業を継続しました。

土木費は、道整備交付金を活用した

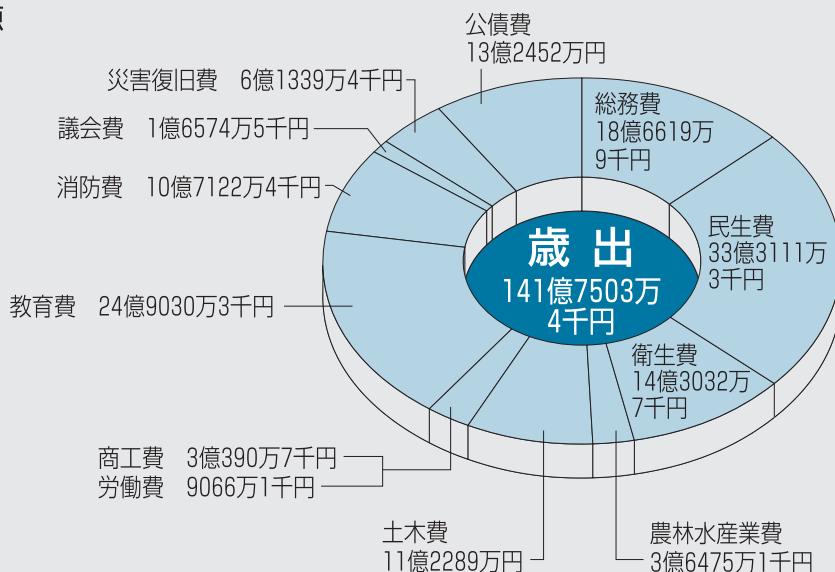
4路線(野上神長線、富士見台工業団地線、鴻

の影響で翌年度に繰り越しています。

公立学校施設整備補助金、経済危機対策交付金等の減により、前年比3億



■ 自主財源 ■ 依存財源



# 一般会計

野山小倉線、田野倉小倉線）、合併特例債を活用した4路線（大桶小志鳥境線、月次南大和久線、三ツ木松ノ木線、野上下境線）、計8路線を整備しました。辺地道路整備事業1路線（田野倉曲畠線）にも取り組みましたが、前年比3億5091万8千円（23.8%）の減です。

**消防費**は、消防庁舎建設に伴う広域行政事務組合への負担金、災害等の非常時に備え消防施設・消防水利施設の整備、備蓄用食料品や放射線量測定器等の購入、さらには災害復旧支援金、被災宅地復旧工事助成金などにより、市民の安全・安心対策に努めました。前年比4億8626万1千円（83.1%）の大幅増です。

**教育費**は、烏山小・烏山中学校校舎改修事業、B&Gプール改修事業、震災復旧のための学校給食センター新築事業のほか、緊急防災減災事業債を活用した烏山小・烏山中空調施設整備事業、七合小学校体育館整備事業など、教育関係施設等の充実に努めました。前年比3億1194万1千円（14.3%）の増です。

**災害復旧費**は、東日本大震災及び台風15号豪雨災害に伴う災害復旧事業費で、総額6億1339万4千円、前年比5億9768万7千円（38.052%）の大幅増です。

**公債費**は、市債元利償還金が13億2452万円で前年比2913万4千円（2.2%）の減です。

# 特別会計



災害対応を優先した1年(上:震災で被災した学校給食センター、下:水害で冠水した下境地区)。

## 決算 23年度 SETTLEMENT OF ACCOUNTS

### 企業会計

公営企業会計の水道事業は、収益的

収入が5億5,974万7千円、同支出  
は5億1,795万8千円。資本的収入  
は、1億4,163万2千円、同支出が3  
億9,670万9千円でした。不足額2  
億5,507万7千円は、過年度分損益  
勘定留保資金などで補てんしました。  
水道水の安定供給のため、愛宕台に築  
造した配水池の周辺整備工事、送配水  
管布設工事、愛宕台ポンプ場整備工事  
を実施しました。

※収益的収支は、サービス提供の対価として  
の料金収入や人件費、物件費、固定資産の減価  
償却費など。資本的収支は、効果が次年度以降  
に及ぶもので、施設整備費や企業債の元金償  
還金、企業債収入などです。

■実質赤字比率	なし(13.67%)
■連結実質赤字比率	なし(18.67%)
■実質公債費比率	10.4%(25.0%)
■将来負担比率	53.6%(350.0%)

後期高齢者医療は、歳入2億6,399万1千円、歳出2億6,307万5千円でした。

熊田診療所は、歳入が5,644万6千円、歳出は4,997万8千円でした。診療収入、受診者数はわずかに減少しています。

簡易水道事業は、歳入1億2,045万1千円、歳出は1億8,18万8千円でした。施設の維持管理に努め、水道水の安定供給を図りました。

5,57万1千円、歳出6,728万5千円でした。

※事業勘定は、国民健康保険事業を運営する会計で、診療施設勘定は境診療所・七合診療所を運営する会計です。

熊田診療所は、歳入が5,644万6千円、歳出は4,997万8千円でした。診療収入、受診者数はわずかに減少しています。

農業集落排水事業は、歳入5,542万円、歳出5,324万1千円でした。

南那須地区と烏山地区の中心部で供用されている下水道事業は、歳入3億7,786万9千円、歳出3億6,032万8千円となりました。全体計画33.6haのうち16.2·1haの整備が終了し年度末の整備率は48.2%です。

介護保険は、歳入が23億7,874万9千円、歳出は22億7,111万7千円でした。年度末現在の要介護及び要支援認定者は1,362人で前年同期比1.6%の増加となっています。そのうち1,163人(85.4%)がサービスを利用しました。

### 特別会計・企業会計

■国民健康保険(事業勘定)	■農業集落排水事業
歳入 36億6,241万6千円	歳入 5,542万円
歳出 34億5,904万6千円	歳出 5,324万1千円
■国民健康保険(診療施設勘定)	■下水道事業
歳入 1億2,557万1千円	歳入 3億7,786万9千円
歳出 6,728万5千円	歳出 3億6,032万8千円
■熊田診療所	■簡易水道事業
歳入 5,644万6千円	歳入 1億2,045万1千円
歳出 4,997万8千円	歳出 1億818万8千円
■後期高齢者医療	■水道事業(公営企業会計)
歳入 2億6,399万1千円	収益的収入 5億5,974万7千円
歳出 2億6,307万5千円	収益的支出 5億1,795万8千円
■介護保険	資本的収入 1億4,163万2千円
歳入 23億7,874万9千円	資本的支出 3億9,670万9千円
歳出 22億7,111万7千円	

### 健全化判断比率等の公表

財政健全化法による健全化判断比率4指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)と資金不足比率は次のとおりです。( )内は、早期健全化基準で、どれか一つでも基準を超えると、健全化計画の策定が義務付けられています。